

江戸

一八二〇—一八二三

江戸の湯屋と

下野の豪農

湯屋株の売り渡し証文 一八・九世紀の江戸町方に湯屋（銭湯）は何軒くらいあったのだろうか。俗に一つの町に一軒くらいの割合であったともいわれるが、実際のところはどうかだっただろう。寛政八（一七九六）年六月付の町奉行所書類には、江戸の「惣湯屋」は五一〇軒と記されている。単純に計算すれば、おおよそ三つの町に一軒くらいの割合となる。ただし、同じ書類には、湯屋と競合する無認可の「薬湯」営業者が

東京市史稿産業篇

第五十解読の手引き

平成二十一年三月

東京都公文書館

目次

江戸の湯屋と

下野の豪農…………… 1

今様大江戸瓦版…………… 6

一〇軒あまりあったと記されているから、もしこれらを合わせるなら、その割合をもう少し高く考えてもよいだろう。

本巻に収録した文政三（一八二〇）年二月一八日付の湯屋株売り渡し証文は、浅草元鳥越町にあった湯屋の株（営業権）が売買されたときの証文である。男湯・女湯からなる間口五間半・奥行一三間の二階建ての湯屋の建物と商売道具その他をセットにして、湯屋株が五〇〇両で売買されている。売主は元鳥越町の家守の伊勢屋幸七で、買主は下谷坂本町四丁目の家持徳太郎である。

湯屋株の預り証文 さて、湯屋株の売主である幸七と、その親類で幸七の請人（保証人）の重三郎の両名

が、右で紹介した湯屋株の売り渡し証文の作成と同時に、湯屋株の預り証文という書類も作成し、買主である徳太郎方へ差し出している。この証文の内容はおおむね以下のとおりである。

徳太郎が幸七からいったん買得した湯屋株と建物・諸道具を、今度は徳太郎が幸七へ「預」ける。幸七は、こうして「預」った湯屋株と建物・諸道具を使って湯屋を営業し、売り上げの中から、毎月、金二両三步と銀十匁ずつを、徳太郎に渡すことを約束する。もし、その支払いが遅れるようなことがあれば、「預」った湯屋株や建物・諸道具を取り上げても構わない。これが湯屋株預り証文の主な内容である。

右に紹介した湯屋株の売り渡し証文の内容と預り証文の内容とを合わせてみると、浅草元鳥越町で営業する湯屋において、次のような変化があったと考えてよいだろう。

浅草元鳥越町で湯屋を営業していた幸七は、もとは自分自身で湯屋株や湯屋の建物・諸道具を所持してい

た。ところが、幸七は湯屋株や建物・諸道具を下谷坂本町の徳太郎に五〇〇両で売却した。こうして、湯屋株や建物・諸道具の持主は幸七から徳太郎へと交代した。ただし、徳太郎自身が湯屋の営業に乗り出したわけではない。以前と変わりなく、この湯屋を営業しているのは幸七である。幸七は毎月、決められた額の金を徳太郎に支払い湯屋株や建物・諸道具を借りて、湯屋の営業を続けていくことになったのである。

江戸の湯屋株 ここまでみてきたような湯屋株の売買が、江戸においていつ頃から始まったのかは明らかでない。享保六（一七二二）年五月一九日付の触には「湯屋名代」（名題）の「譲り受」という文言が現れていることから、少なくとも、享保年間の初め頃の時点ではすでに湯屋名題＝湯屋株の売買が行われていた可能性が高い。

『守貞謄稿』（天保八（一八三七）年執筆開始）によれば、湯屋株の値段は、三百両・五百両といったものから高額なもので千両までの幅があったという。ま

た、「自株」でもって「自ら業する」者と、「株主」と称して、一人で「一、二株」あるいは「数株」を買得し、「月収」をもってこれを貸す者があつたという。「月収」のことを「揚げ銭」と呼び、株を借りて営業する者を「仕手方」と称した、と記している。

先に紹介した本巻所収の史料でいえば、徳太郎が「株主」で幸七が「仕手方」にあたる。本史料の内容と『守貞謄稿』の記述内容とはほぼ合致している。

石井家・江戸進出の関東豪農 幸七・徳太郎の間での湯屋株売買をめぐる史料については、その史料内容とは別に、検討すべき点がある。それは史料の出典に関する問題である。本史料の出典は現在栃木県立文書館に寄託されている『石井孝家文書』である。

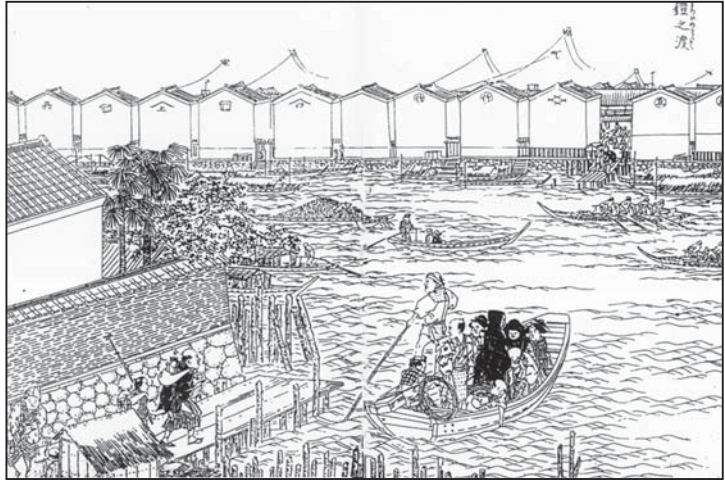
近世期の石井家は、下野国安蘇郡戸奈良村（現在の栃木県佐野市田沼町戸奈良）の豪農である。主として安永年間以降に田畑や山林を大量に集積した。下野国の同家に伝えられた文書のなかに、どうして江戸の湯屋株の売買に関する史料が残されることになったので

あろうか。幸七や徳太郎と石井家との間で縁戚関係などは確認できていない。

このような石井家の文書の中には、実はこの湯屋株関係の史料の他にも、江戸町方に関する史料が含まれている。同家は、広く関東・東北各地を商圏とする呉服大物商いを行い、近世後期には江戸の小網町に支店を持つていた。この江戸店から下野の本家へ送られた書状その他の書類が、現在、『石井孝家文書』の中に残されていて、ここで注目している湯屋株関係の史料もその一部なのである。

石井家による株集積 江戸における石井家は、様々な株を所持していた。湯屋株については、幕末期、浅草田原町・下谷山崎町・桜田善右衛門町・日本橋南の箔屋町の各町の湯屋株を所持していた。本巻所収の史料に出てくる浅草元鳥越町の湯屋株の所持・不所持については明らかではない。

また石井家は、湯屋株以外にも、上野の時の鐘の請負人株や、日本橋鎧の渡の渡船株、新大橋の見守人株



鎧の渡（『江戸名所図解会』巻二）

などを所持していた。他には、柳原土手通りの床店請負人株に関する史料も残されている。ただし、この床

店請負人の株については、石井家がこれを所持した形跡が見つからない。おそらく、こうした株を所持する人物が、石井家に対して、株の売却や株を担保とした借金の申し込みなどを行った際、それらの株の価値を評価する資料として、株の所持にもなう収支の記録類などを石井家に持ち込んだのではないかと考えられる。石井家による湯屋株の所持・不所持が不明の浅草元鳥越町の湯屋に関する史料も、そのような事情で石井家に持ち込まれた可能性が想定できる。

新大橋の見守人株 関東各地から江戸に進出した豪農商によるこうした株の集積については、たとえば、下総国関宿の喜多村家による湯屋株買得などの類例が知られている。一般に、江戸の湯屋は「至て利強成渡世柄」（『大日本近世史料・諸問屋再興調十四』、一三六頁）とされており、こうした豪農商にとつての湯屋株が有望な投資先となっていた可能性は大である。石井家による湯屋株の集積は、同家の旺盛な経済活動を示す事例かもしれない。

しかし、その一方で、同家による株の買得が、常的に確な経営判断の下でなされたものか否かという点については、さらなる検討も必要である。

先に紹介した新大橋の見守人株の場合、株の所持によって、橋の維持管理のために橋詰広小路に設定された助成地内の露店営業地からあがる地代の一部を取得することができたのだが、これを石井家が所持するに至った経緯は次のとおりである。天保飢饉の際、江戸市中の菓子屋が廃棄している餡の絞り滓を買い集めてそれを使って新しい菓子を作る、という商売を企てた人物が、石井家に対して出資を持ちかけ、一二五両の融資を引き出している。その際、その人物が所持していた見守人株が融資の担保となった。しかし、この商売は開始早々に行き詰まって石井家への借金返済は滞ってしまう。その結果、見守人株は石井家へ譲渡されることとなった。こうして石井家は見守人株を手に入れるのだが、実際には、前の見守人から委託されて露店営業地の地代徴収などを引き受けてきた人物が、

本来の見守人の収入のかなりの割合を取得していることが判明し、石井家側はその人物を露店営業地から追い出すが、その際、三〇両もの金をその人物に支払うことになった。上野の時の鐘の請負人株についても、この株の所持にともなうて、寛永寺の関係者たちへの挨拶などで少なからぬ出費を強いられている。

一見、石井家の活発な経済活動の成果にもみえる株の集積だが、実際には石井家の資産に目をつけた江戸町人による、同家に対するしたたかなアプローチの結果がそこには含まれていたのではないだろうか。

〔参考文献〕
(小林信也・専門史料編さん員)

岩淵令治「江戸における関八州豪商の町屋敷集積の方針と意義」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力―権威とヘゲモニー』山川出版社、一九九六年)
小林信也『江戸の民衆世界と近代化』第二章、(山川出版社、二〇〇二年)

今様大江戸瓦版

文政三年より
文政六年まで

《文政三年―一八二〇年》

空白の南町奉行に荒尾但馬守就任

三月十七日 二月八日以来空席となっていた南町奉行に荒尾但馬守成章が決定した。文化十二年（一八一五）から南町奉行を務めていた岩瀬伊予守氏紀が大目付に転出した後任の人事である。

南町奉行所ではこの間、罪人への対応、訴訟の扱いなど日常業務を与力を中心に行いながら後任人事の沙汰を待っていた。奉行不在の不便は言うまでもなく、新奉行が就任して南町奉行所の面々もほっとした様子である。前任者の引き払いが済み、御用の書物類も全て奉行所に移動したものの、役宅へ引移るまでは荒尾但馬守の本宅が使用される見通し。訴訟の処理などの政務で、早速荒尾は多忙を極めそうだ。

新任の荒尾は松前奉行・普請奉行・大坂町奉行を歴任してきた。南町奉行就任に伴い五百石の加増となった。他の幕府役職と比べて激職、在職中の死亡率も高いといわれる奉行職だが、新奉行の手腕に期待したい。↓市街35―323頁、産業50―33頁

砂糖流通に干渉する、旧問屋仲間を排除

六月十七日 町年寄は肝煎・年番名主に対し、砂糖屋の不正を禁じるように通達した。

文化五（一八〇八）年十二月に問屋株が認められて以来、毎年千両の冥加金を上納してきた砂糖問屋仲間だが、今年正月十九日、無断での寄合会所設置を咎められ、町奉行から株式差止めを命じられている。

しかし、これらの砂糖屋と上方の仕入れ先との結びつきは依然として強く、旧問屋仲間以外が砂糖を仕入れることは困難だとされる。また、なかには唐製砂糖と銘打ちながら、和製砂糖を混ぜた砂糖を売る砂糖屋もいるとの風評だ。

今回の通達は、こうした状況をうけたものともみら

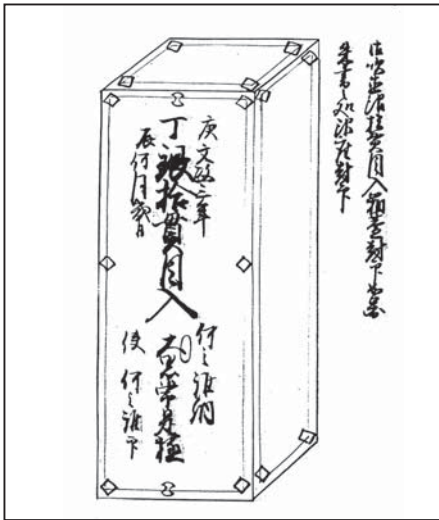
れ、唐製・和製入り交じった砂糖の売買禁止や、砂糖屋以外による売買を阻害しないことを求めている。↓
産業50—102頁。

銀貨改鑄始まる

六月二十六日 銀貨の改鑄の御触れが発令された。元文金銀改鑄以来の大規模なものとなる今回の事業は、幕府の利益（出目）の獲得が目的といわれる。幕府財政は逼迫し、明和七年（一七七〇）に三百万両あった幕府御金蔵保有高は、文化十三年（一八一六）には七十二万両にまで激減した。こうした状況への対処としての改鑄事業には、場当たりの無計画な改鑄という評価がある一方、「世上の『金銀の不融通』を解消できる」という評もある。

この改鑄を運動したのは老中水野忠成と金座の御金改役後藤三右衛門光亨である。文政元年（一八一八）二月、「寛政の遺老」である老中松平伊豆守信明が病死すると幕府の勢力図が大きく変わり、翌二年五月には、老中青山忠裕と若年寄堀田正敦も罷免された。か

わって勝手掛老中になったのが、将軍家斉様のお気に入りであった水野忠成だ。これによって、幕府の経済統制政策の方針が、問屋仲間の特権的機能を利用する路線から、貨幣改鑄による路線へと大きく変化したことがうかがえる。産業50—105、230頁



御吹直銀拾貫目入箱（『金銀吹替次第』）

研ぎ屋・研ぎ職の者へ国役徴収を徹底

十二月二十六日 町年寄は研ぎ屋及び研ぎ職兼業者の所在を登録し、御研師佐柄木弥太郎の指図に従って国役を勤めるよう触れ流す事の検討に入った。

関八州の研屋触頭を務める佐柄木弥太郎は御矢根磨御用のほか、鍮・長刀・御紋付小刀その他多岐に渡る国役御用研ぎを勤めている。しかし江戸及び在方の研屋らの中にはこれに応じない者が多く、佐柄木氏が御用に差し支えたと訴えていた。

今後はすべて佐柄木氏からの触れ知らせに従い、研職を兼ねる者まで国役御用を勤めるべきとの方向で意見集約し、支障なければ具体的な措置がとられる見込みである。↓産業50―331頁

《文政四年―一八二一年》

本所深川の荷車利用実態に初の本格調査

正月 本所・深川町々における荷車所持の実態調査が終了し、北本所表町の肝煎名主五郎左衛門らが報告書

を提出した。町奉行所本所改役与力からの尋ねに応えたものだ。

元来、本所・深川から荷車を牽いて橋を渡ることは禁止されているため、町内限りでしか利用できないことになるが、それでも二十九町で七十五輛にのぼる荷車の所在が確認された。町内の河岸揚げや最寄への運送に荷車の利用は欠かせないようだ。

また、通行の際の事故や道路への影響も想定されることから、荷車通行に際して町方あるいは武家方・寺社方との協議や取り決めがあるかについても回答があったが、町方とは物揚げ場や道路修復費の一部負担をする例もあるが、大方はとくに相対で取り決めることはないとのこと。このため気風の難しい武家方、つまりクレマーとなりそうな屋敷の付近は遠慮する場合もあるという。↓産業50―390頁

風邪大流行、幕府も対策に乗り出す

二月 江戸で風邪が大流行、深刻な影響が出ている。町会所では、お救い金の給付を決め、対象者調

查に乗り出した。棒手振など、肉体労働で生計を立てる「その日稼ぎの者」を中心とした給付対象者は二十九万七千七百四十三人にのぼり、去る享和二年（一八〇二）の風邪大流行時に匹敵する数にのぼる模様だ。町会所は町方総人口を五十万人と見積もっているから、これは町方人口の約六〇%を占めることになる。また、幕府は御家人とその家族ら三万五千四百人にも薬を配布した。この風邪に罹れば「三、四日は治らない」というから深刻な事態に陥る者が少なくない。なお、今年の風邪は「ダンボ風邪」と呼ばれている。一説によれば越後国に起こった流行の囃子が「ダンボサン、ダンボサン」と囃し立てることにちなんでいるという。

葬礼仏事の華美を禁止

十一月六日 町奉行から、葬礼・仏事を質素に行うべきとの触が出された。これをうけて肝煎名主たちは、取り締まり方についての話し合いを進めている。

肝煎名主たちの協議では、①病死者が出た時の名主

への届け出、②講中仲間の参列、③僧侶の人数、④寺院内の装飾、⑤地主・商家の葬礼、⑥人宿の葬礼、⑦菓子や酒の振る舞いといった内容が取りあげられている。また、名主同士でもこの協議の内容を確認しているようだ。



江戸の葬列風景（『浮寝烏籠漣』）

葬礼に関しては、寛文八（二六六八）年に風俗統制・検約令の一環として統制が加えられている。しかし、年数の経過により法令の趣旨を忘れ、身分不相応な葬礼を行っているとして、寛政三（一七九一）年に再び触が出されていた。町奉行は、寛政三年から時がたち、葬礼の華美化・参列者の肥大化がみられるようになってきたと考えているようだ。

今回の触が「三度目の正直」となるか、趣旨が徹底されず「二度あることは三度ある」となるか、今後の動向が注目される。↓産業50―547頁。

通日雇の不法を取り締まり

十一月 幕府道中奉行は、通日雇人足を派遣する江戸市中の請負業者たちに対して、人足たちの不法行為を厳しく取り締まるように命じた。

参勤交代の大名行列をはじめ、諸武家の道中旅行に對して派遣される通日雇人足は、その出発地から目的地までの通しで荷物運搬に従事する。大名行列などでは、およそ行列全体の三分の一は、こうした通日雇人

足だといわれる。

この通日雇人足たちの不法行為に對して、街道の各宿場から抗議の声があがっていた。通日雇人足たちの一部が、病気などを口実に、宿場の人足たちに無料で荷物を運ばせて、自分たちは馬や駕籠に乗るなどの迷惑行為を繰り返しているというのだ。

その一方で、宿の人足が無宿人たちと手を組んで、通日雇人足たちに酒代などを要求し、それが断わられると宿にまで押しかけて暴れることもあるという。

なお、幕府は、江戸だけでなく、伏見・京都・大坂の通日雇人足の請負業者に對しても、人足の取締りを徹底していく方針だ。

今回の幕府による取り締まりが、今後、街道の無法状態の解決に結びつくかどうか注目される。

《文政五年「一八二二年」》

山王・神田祭礼の華美を厳禁

二月十一日 今年は午年、山王祭が催される年であ

る。隔年で行われる山王・神田両祭礼であるが、年々華美になる傾向があり、北町奉行・榊原主計頭から改めて華美厳禁の戒告がなされた。

特に注意されたのが、祭に参加する若者が金入天鵝絨や金糸縫の衣装を着ていることである。もともとが御法度の品、天下祭でも例外はない。

また、町人有志が負担する「付祭」での出し物は、『祭礼番付』にしたがって二十四、五と限定された。

出し物制限についてはこれまた何度も注意を促しているが、今回は出し物作成前に釘を刺したかっこうだ。

さらに、年々増加する祭礼費用にもメスが入れられ、小間一間につき金一両と定めて、その範囲内で済ませるよう命じられた。付祭世話番の町役人らが、寄合の度に酒・肴等に多分な雑費を掛けていることも問題視されている。祭礼費用については、全ての収支を帳面にして町年寄が確認した後町奉行所へ提出することになっている。今後その厳格な運用が求められよう。産業50―598頁、市街35―565頁。

新吉原で子供狂言興行願

六月 新吉原の七月灯籠が今年も始まる。六月三十日から七月いっぱい、ぼんぼり挑灯が家毎に飾られる光景が楽しめる。それぞれの軒灯籠も趣向を凝らしており、多くの人出が見込まれる。灯籠は玉菊灯籠とも呼ばれ、享保十一年（一七二六）に夭折した名妓、玉菊の追善に始まったともいわれる吉原の年中行事だ。茶屋ごとに美しく吊された灯籠は一見の価値がある。

こうした中、角町・揚屋町の遊女屋が、子供狂言開催を企画し、許可を求めている。両町は新吉原の中では場末に当たるため、灯籠の最中であっても十分な集客が見込めず、近年はとかく困窮がちであったという。出願計画によれば、内容は十三才以下の男子が躍りと狂言の真似事を行うもので、両町往來の正面に特設舞台が設置される予定だ。興行となれば十九年前（文化元年）の子供踊り、十三年前（文化七年）の子供軽業以来となる。

近年の不景気な世上を反映して遊客が減少していた



吉原燈籠

曲阪長堤

遊眺樓

無人不道

觀燈回

黃昏火照

宋々樹

一夕秋風

花盞開

蕨石氏

吉原燈籠（『東都歳時記』）

新吉原。景気回復の起爆剤となるか、注目されるところだ。↓産業50―69頁

水油値下げのため大坂油問屋への集荷を強制

八月二日 幕府は、近年の水油（菜種油）直段の高騰を抑えるため、兵庫津菜種問屋・灘目油江戸直積問屋・西宮油江戸直積問屋を廃止し、大坂油問屋以外への水油の売り捌きを禁止した。

一八世紀半ば以降、幕府は、庶民の生活必需品である水油の安定的な供給のために、市場統制に腐心してきた。「明和の仕法」と呼ばれる明和七年（一七七〇）令では、摂津・河内・和泉三ヶ国の大坂周辺の絞油業者に対し、原料の買入れや油絞りを認め、同時に在方株を設定して大坂油市場へ従属させた。しかし、天明末期から寛政初期にかけて、菜種価格は下落し、それに加えて、菜種作りに必要な諸肥料が高騰したことから、摂津・河内の各地で、肥料代の高騰抑制と菜種の自由な売り捌きを求める訴訟が起こされた。このため、寛政三年（一七九一）、老中松平定信は兵庫津に

新規の菜種引請問屋を設立し、山陰・山陽・南海・西海十三カ国の菜種を西宮・灘目・兵庫の絞り油稼ぎに買い取らせ、江戸へ直送することで事態の打開を図ったのである。

今回の政策では、寛政三年の仕法が全面的に否定されることになるが、その背景には、江戸へ水油を集中させるために大坂市場を強化するという狙いがある。

幕府は、寛政三年段階では兵庫灘目を大坂に次ぐ市場にすべく保護したが、期待通りにはいかなかった。その上、大坂市場から江戸へ送られる水油は全体のおよそ六割で、残りは西日本・北陸へ送られていたため、兵庫津菜種問屋らを廃止して、大坂への一極集中を図らざるを得なかったのである。↓産業50―682頁

風流な遊び「投扇興」を禁止

八月十七日 町奉行による「投扇興」禁止の通達をうけ、今日年番名主に対し、各管轄内への周知徹底が命じられた。

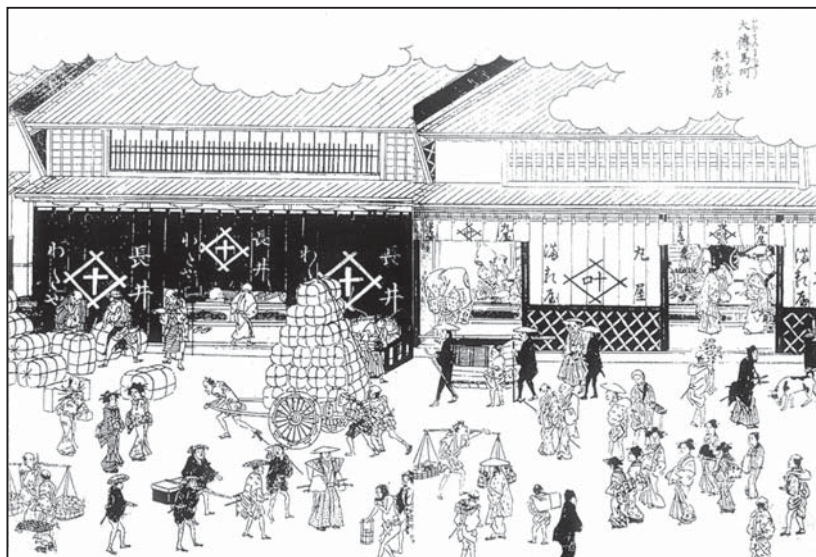
投扇興とは、投扇・扇落（おうぎおとし）とも呼ば

れる遊戯である。開いた扇を投げ、小箱などの台に乗せたのを落とし、落とし方や扇の開き方に応じて得た得点により優劣を競う。近頃巷で流行しているが、景品や、投げ手同士の賭け、「稽古」と称した多人数による料理茶屋での参会などが問題視されたようだ。今回の禁令に背いた場合は、処分が下されると明言されている。世の投扇興好きたちは、頭を悩ませているに違いない。↓産業50―698頁。

木綿問屋仲間、諸国からの新規産物について議定

十月八日 大伝馬町組・白子組の両組木綿問屋仲間は、藩専売木綿や従来取引先以外からの新規産物類について取り捌き方を定め、連印を取り替わした。

近年、広島藩や姫路藩では木綿の専売制を導入しており、木綿問屋仲間は株仲間以外との売買が行われないうち求めてきた。また、諸国の生産農家からの集荷に当たる買次問屋も新たに生まれており、こうした新たな流通ルートとの関係についても取り決めておく必要が生じていた。今回の議定では、これらの新規産物



大伝馬町木綿店（『江戸名所図絵』巻一）

を仲間一同参加による入札の上買い入れること、家別に相対で取引することの禁止、紛らわしい木綿荷物を扱った場合の仲間一統への通告などを申し合わせたと伝えられる。仲間以外への流通を阻止することはもちろんだが、藩やその御用商人、買次問屋などが得る一定の収益は、とりもなおさず問屋仲間の利益率の低下をもたらすはずであり、大店揃いの木綿問屋仲間も対応に苦慮することになりそうだ。↓産業50—714頁

《文政六年—一八二三年》

京都から桂姫、安産・疱瘡除の守札売り広めの通知

四月十三日 町年寄喜多村彦右衛門は、神功皇后神宝守護の助成のため、桂姫が安産・疱瘡守札を売り広める旨を、町々に通知した。そのため幕府により公許された期間は、今年の四月二十八日から七月十八日までの五十日間である。

桂姫は、山城国葛野郡（京都市西京区）桂村・上鳥羽村に住む独自の風俗をもつ巫女集団で、桂女・桂御

前とも呼ばれる。婚礼・出産・出陣などの諸家の祝事に訪れ、祝詞の祓を述べた。神功皇后の三韓遠征に際してその門出を祝ったという伝承をもち、伏見御香宮や石清水八幡宮に仕えた。桂姫の頭に巻いた布は神功皇后より下賜された腹帯に由来し、將軍家にも腹帯を献上する習わしをもっている。毎年正月に飴をもつて京都所司代に挨拶に伺い、かつ江戸に下り將軍家にも拝謁している。また女系相続の制度を続けており、妻が主人で、夫は奴隸のように妻にかしづくといわれている。今回やってきた上鳥羽村の桂姫は、尾張徳川家初代義直の生母お亀の方がその出身であったという由緒を誇っている。江戸の妊婦さんたちに安心を分け与える桂姫、あと十五日で江戸にお目見えの予定だ。↓
産業50―771頁

大風雨で被害甚大、幕府は便乗値上げも警戒

八月十七日 江戸および近国を襲った大雨は夜間には暴風雨となり、各地で大きな被害が出ている。

報告によると、本所・深川辺では河川が氾濫し、強

風で立木や小屋敷などが倒壊。また、高輪辺等沿岸部では高波による家屋の水没が確認されているほか、芝の金地院でも、門や瓦塀などに大きな被害が出ているという。

死者・負傷者も夥しい数に上るとみられる今回の大風雨だが、今後は復旧作業のために、大工・左官といった職人の手間賃や、材木などの値段が高騰すると予想される。町奉行当局は、そうした動向への警戒を強めており、被害に便乗した不当な値上げを禁ずるよう、町中に通達する模様だ。↓産業50―31頁、変災2―641頁。

勘定所御用達鹿島清兵衛の病氣退役願いを却下

十二月二日 勘定所御用達を勤める鹿島清兵衛が眼病を理由に御用達御免を願い出たが、昨年（文政五年）代替りしたばかりの上、他の四人の御用達と違い様々な優遇措置が取られていることから、勝手方勘定奉行に却下された。

この清兵衛、幼少の頃から右眼を患っていたが、三

年程前から左眼にも症状が出始めたという。昨年の秋頃からは更に悪化し、今年の春には対面した人の顔が見えないこともあったようだ。この状態では書類作成に必要な印鑑の確認も出来ないかと懸念している。

しかし清兵衛はいまだ壮年。父親の清兵衛は三十年以上勘定所御用達を勤め、町会所の起立から携わっていたことから「永々苗字御免」や百坪の町屋敷を拝領するなど、功績も大きかった。その父の跡を継いで二年足らずでは、役所側も受諾でき兼ねる事態だ。

自身の家業以外に多忙を極める勘定所御用達は、老いや病気を理由に年々人数が減り、本来は十人いるべきところ現在は五人しかない。清兵衛を辞めさせないために、勘定所ではいくつか代案を出している。病が全快するまで補佐をつけるか、あるいは引退した父親に再勤させるか。清兵衛自身がそのまま続けるかの三者択一である。

↓産業 50 | 885頁、613頁。

(付記)

各記事の末尾に付したのは『東京市史稿』各篇に掲載されている関連史料の掲載箇所です。たとえば産業50 | 831頁は産業篇第五十の八三一頁を指しています。これにより、史料本文にあたってご味読ください。